知ってください 国民健康保険の現状

詳しくは保険年金課国民健康保険係☎70・7732へ。

国民健康保険の運営状況

国保の現状と課題

国保制度は、農林水産業や自営業に従事する方を対象とする制度として昭和36年に創設されました。その後、40余年を経過して今日では、加入者の中で年金受給者等無職の方が51％を占めています（表1参照）。

少子高齢化、産業構造の変化、景気低迷等の影響により、加入者の高齢化と低所得化が急速に進んでいます。医療費は著しく増え続け、これに対する税収入は減るという傾向が続いています。従って、全国の区市町村の大半が一般会計からの赤字財政補てんによる繰入金によって収支を保っています。この赤字繰入金は14年度決算では、3680億円（表2参照）にも及び、財政的に厳しい運営を余儀なくされているのが現状です。

市の現状

国保制度が、財政的にも安定して運営できることが国民的な課題でもあり、市長会等から国に対して医療保険制度の抜本改正を強く要望しています。また、市は保険者として国保事業がより安定して運営できるように、国保税の改定と低所得者に対する税の軽減割合の拡充、退職者医療制度への切り替え促進、生活習慣病に対するヘルスアップ事業等の取り組みを進めてきました。

国保制度は、国や都などからの公費負担（50％）と国保税（50％）によって医療費の支払いに充てるとされています。しかし、医療費が、年に5億円も増えている中で、年金収入等が減って加入者の生活も大変厳しい状況にあり、医療費の増加分すべてを国保税として課税することも困難です。

15年度決算時で、総歳入に占める国保税の割合は30・9％、この歳入不足を一般会計から11億円（市民一人当たり9665円）の赤字財政補てんによって収支を保っています。

表1 国保（市町村）の現状

全国数値

区分		昭和36年度	平成14年度
被保険者数（年度末）		4511万人	4619万人
加入率		470%	364%
被保険者数／世帯数		42人	20人
老人加入率		48%	270%
世帯主職業	農林水産業	447%	49%
	自営業	242%	173%
	被用者	139%	241%
	無職	9.4%	51.0%
	その他	78%	27%

※厚生労働省資料より

表2 国保（市町村）の収支状況

（億円）

区分	12年度	13年度	14年度
収入状況	73426	78114	79636
支出合計	71506	75928	79478
収支差引額	1920	2186	158
単年度収支差引額	△1029	△1838	△1870
一般会計繰入金（赤字財源補てん）	3197	3465	3680
老人保健拠出金	21936	25062	27935

※厚生労働省資料より

17年度国民健康保険の税率等を改定

毎年、医療費等は増加しています。これに対応するため、17年度国保税（医療分・介護分）税率等の改定を検討する必要性が生じました。

検討の経過

市では、昨年10月に国民健康保険運営協議会に対して、「国保税の税率等（医療分・介護分）の改定」について諮問し、同協議会では、改定の必要性や内容等を審議・検討し答申を行いました。

この答申を受けて、昨年12月に開かれた第4回市議会定例会に国保条例の改正案を提案し、原案通り可決されました。

改定の内容

【医療分】17年度国保税（医療分）は、加入者の所得低下や年金所得者の増加などによって、応能割合が下がる傾向にあることから、応能・応益割合を調整（左掲①参照）させていただくため、所得割に係る税率を改定します（左掲②参照）。

【介護分】介護保険に係る国保税は、当該年度分の介護納付金に要する費用から公費負担分（50％）を除き、国保税の医療分と一緒に介護分（50％）を賦課・徴収するとしています。介護保険納付金も制度の利用拡大に伴って増加し、16年度介護納付金は、昨年に比較して9568万1千円の増加、公費負担分を除いても2085万4千円の不足が生じています。17年度も同程度の増加が見込まれています。

「介護保険納付金に係る必要相当額を国保税として賦課・徴収する」とされている国保法の規定に基づき、制度の趣旨に沿って介護保険の税率等を改定します（上掲③参照）。

なお、今回の改定による引き上げ総額は年間で3833万5千円（介護保険の加入者一人当たり、年間で2709円の引き上げ）となります。

17年度 国保税の改定ポイント

（改定前→改定後）

①医療分の応能・応益割合の比率

52.5：47.5 → 53.4：46.6

②医療分の税率等

（応能割）

・所得割税率（世帯の所得に応じて計算）

3.96% → 4.16%

・資産割税率（世帯で有している固定資産に応じて計算） 16.0%→16.0%（据え置き）

（応益割）

・均等割額（被保険者数に応じて計算）

2万5,800円 → 2万5,800円（据え置き）

・平等割額（世帯ごとに計算）

1万1,000円 → 1万1,000円（据え置き）

③介護分の税率等

（応能割）

・所得割税率（世帯の所得に応じて計算）

0.85% → 1.10%

・資産割税率（世帯で有している固定資産に応じて計算） 7.0% → 7.0%（据え置き）

（応益割）

・均等割額 7,000円 → 7,500円

・平等割額 3,200円 → 4,200円

改定後の国保税の試算例

（改定前→改定後）

（例1）68歳の方で、1人で加入の場合

（公的年金による収入が170万円）

1万1,000円→1万1,000円

（7割軽減） （7割軽減）

（例2）68歳、65歳の夫婦で加入の場合

（公的年金による収入が250万円）

8万500円→8万2,100円

（2割軽減） （2割軽減）

（例3）35歳、33歳、7歳の家族3人で加入の場合（給与収入が350万円）

16万5,200円→16万9,100円

（例4）45歳、40歳、10歳、7歳の家族4人で加入の場合（給与収入が500万円）

医療分） 23万8,100円→24万4,400円

介護分） 4万3,800円→5万3,600円

（例5）58歳、55歳、25歳、22歳の家族4人で加入の場合（事業所得が1,000万円、固定資産税額が35万円）

賦課限度額 61万円→61万円

高齢受給者証を更新します

新受給者証を送付します

14年10月に施行された医療制度改革によって、70歳以上の方も老人保健で医療を受けるまでの期間は、引き続き国民健康保険で医療を受けることになりました。これに伴い、70歳に到達した日が属する月の翌月1日（1日生まれの方は属する月から適用）からこの制度の適用を受けることができます。

17年度国民健康保険税納税通知書を送付します

17年度の国民健康保険税納税通知書を7月15日（金）に発送します。納期は7月～18年3月の9回となります。納め忘れにご注意ください。

国民年金だより

17年度の免除申請は7月1日からの受け付け

17年度の免除申請（7月～18年6月分）の受け付けを開始します。所得が少ないなどの経済的な理由で国民年金保険料を納めることが困難なときには、申請して承認を受けると保険料の納付が免除になります。前年に引き続き免除を希望される方も毎年申請が必要です。免除には保険料の全額（1万3580円）と半額（6790円）免除制度があります。

保険料を全額または半額免除された期間については、10年間の範囲でさかのぼって保険料を納める（追納）ことができます（ただし、経過期間により一定の額が保険料に加算されます）。また、免除を受けた期間については、老齢基礎年金の額を計算する際に、全額免除の場合は、保険料納付済み期間の3分の1として、半額免除の場合は保険料納付済期間の3分の2として計算されます。なお、半額免除された期間において半額の保険料を納めない場合は、未納期間となりますのでご注意ください。

詳しくは保険年金課国民年金係☎70・7733へ。

暑い夏到来

上手に利用してリフレッシュ！

国保と年金の保養施設

国民健康保険の特約保養施設

市では、国民健康保険に加入している皆さんに、日ごろの疲れを癒やし健康に留意していただくため、関東圏辺のホテルや旅館等と年間を通じて特約保養施設の契約を結んでいます（右表参照）。

国民健康保険に加入している方がこれらの施設を利用すると、大人3000円、子ども2000円、年2泊を限度として宿泊補助が受けられます。ぜひご利用ください。

手続きは、直接施設に予約した後、被保険者証と印鑑を持参し保険年金課（市役所1階）で行ってください。

詳しくは同課国民健康保険係☎70・7732へ。

国民健康保険・特約保養施設

施設名	所在地	電話番号（下段予約専用等）	協定料金（1泊2食付き税込み）
おんやど恵（めぐみ）	神奈川県湯河原町	0465・63・3328	大人21,150円から 子ども14,700円から
青磯（せいらん）荘	神奈川県湯河原町	0465・63・3111 03・3412・8761	大人13,650円から 子ども9,555円から
箱根湯本ホテル	神奈川県箱根町	0460・5・8800	大人11,000円から 子ども7,700円から
一望閣	神奈川県真鶴町	0465・68・1251	大人10,000円から 子ども6,000円から
みのや旅館	静岡県熱海市	0557・81・8291	大人10,000円から 子ども6,000円から
ホテル銀水	群馬県伊香保町	0279・72・3711	大人8,400円から 子ども5,600円から
辰巳館	群馬県月夜野町	0278・72・3055 03・3437・0456	大人10,650円から 子ども7,350円から
イナモト旅館	新潟県湯沢町	0257・84・2251	大人12,000円から 子ども8,400円から
シャーレゆざわ銀水	新潟県湯沢町	0257・87・4141	大人8,400円から 子ども5,600円から
プチホテル甲斐白州	山梨県北杜市	0551・35・3031 03・3547・2017	大人7,000円から 子ども4,900円から
甲州健康館トロンの湯	山梨県笛吹市	055・263・1131	大人9,450円から 子ども7,350円から
国民年金健康保養センターおくたま路	東京都青梅市	0428・78・9711	大人8,431円から 子ども7,507円から
リゾートインVIVALDI	長野県馬籠村	0261・72・7255	大人8,505円から 子ども7,560円から

※平日と休前日等で料金が異なる場合や、協定料金で宿泊できない期間を設けている場合があります。予約時にご確認ください。

国民年金・宿泊保養施設（関東・北陸・中部地域版）

施設名	所在地	電話番号
レイクサイドくきざき	茨城県つくば市	029・876・5050
きつれがわ	栃木県さくら市	028・686・2311
草津グリーンスパークパレス	群馬県草津町	0279・88・3960
むさしの	埼玉県川越市	049・224・3210
春日部エミナース	埼玉県春日部市	048・763・8111
そとぼう	千葉県岬町	0470・87・7111
おくたま路	東京都青梅市	0428・78・9711
こまばエミナース	東京都目黒区	03・3485・1415
さがみの	神奈川県相模原市	042・752・0291
上越	新潟県上越市	025・526・6611
ひみ	富山県氷見市	0766・79・1324
のと	石川県宝達志水町	0767・29・4181
北潟湖畔荘	福井県あわら市	0776・79・1124
かすがい	山梨県笛吹市	0553・26・3811
こもろ	長野県小諸市	0267・22・2288
ひるがみ	長野県阿智町	0265・43・2255
グリーンハイツ養老	岐阜県養老町	0584・32・3118
藤枝エミナース	静岡県藤枝市	054・645・1717
サンパーク犬山	愛知県犬山市	0568・62・5510

国民年金の宿泊保養施設

国民年金の被保険者や受給者は、全国にある国民年金宿泊・保養施設を割安な料金で利用できます（関東・北陸・中部地域の対象施設は左表参照）。保険年金課国民年金係でパンフレットを配布していますので、ご利用ください。料金などの問い合わせや宿泊の申し込みは直接施設へ。

福祉情報

介護保険料の決定通知書を送付します

17年度の介護保険料が決定しましたので、決定通知書を7月12日（火）に発送します。年金から直接納めていただく方には特別徴収決定通知書をお送りします。年6回の年金支給のときに天引きとなります。銀行等の窓口で納めていただく方には納付書をお送りします。納期は7月～18年3月の9回となります。便利な口座振替をご利用ください。

介護保険料は、40歳以上のすべての方にご負担いただいていますが、今回お知らせするのは、ご自分で保険料を納めていただく65歳以上の方です（65歳未満の方の保険料は医療保険と一緒に納めていただいています）。

介護保険は、介護が必要になったときに安心して介護サービスを利用できるように、国民みんなで支え合っている制度です。ご本人だけでなく家族の負担も軽くするためのものです。65歳以上の方の保険料が、介護サービス費の約五分の一を支えています。

制度の趣旨をご理解いただき、納め忘れがないようお願いします。

詳しくは介護福祉課保険係（内線4910・4911）へ。

7月は㊫医療証の更新月

7月は㊫医療証の更新月です。対象となる方には新しい医療証を郵送していますが、お手元に届かない場合は、介護福祉課医療係までご連絡ください。また、期限切れの㊫医療証は7月に入ってから同課（市役所1階）または上の原・ひばりが丘・滝山の各出張所へお返しください。

【㊫とは】都の条例に基づいた老人の医療費助成制度で、昭和12年6月30日までに生まれた方で、70歳になるまでの方が該当します。㊫医療証を健康保険証と一緒に都と契約している医療機関の窓口へ提示すると、医療費の1割負担で受診できます。

【㊫助成分を立て替えたとき】㊫医療を取り扱っていない病院などで診療を受けたときは、保険の自己負担分を支払いますが、後で申請により㊫助成分の払い戻しが受けられます。

【○注意】住所や加入している健康保険の内容に変更が生じたときは、必ず届け出をしてください。

詳しくは同係（内線2551）へ。

老人医療を受給されている方へ

老人医療受給者証の負担割合は、毎年8月1日で住民税課税所得により定期判定されます。

負担割合が変更になる方には、新しい負担割合を表示した老人医療受給者証を7月末日までに郵送します。該当する方は今までの老人医療受給者証を介護福祉課医療係（市役所1階）へ必ずお返しください（負担割合に変更がない場合は引き続き使用できます）。

なお、一定以上の所得者と判定された方でも、同一世帯の老人医療受給者および70歳以上の方の合計収入額（世帯収入額）が次の基準収入額（適用申請書）により申請し、満たない場合は、「基準収入額適用申請書」により申請し、認定されると翌月1日から負担割合が1割に変更されます。

【基準収入額 同一世帯でほかに70歳以上の方がいる場合＝合計621万円未満▼同一世帯でほかに70歳以上の方がいない場合＝484万円未満】

【一定以上の所得者とは】次の条件に該当する方が一定以上所得者となります。①住民税課税所得が145万円以上の老人医療受給者本人②住民税課税所得が145万円以上の70歳以上の方またはお老人医療受給者と同じ世帯にいる老人医療受給者

詳しくは同係（内線2552）へ。

障害者住宅手当を支給します

市では、心身の障害をお持ちの方を対象に住宅手当を支給しています。

支給対象は、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2・3度をお持ちの方で、民間アパート・借家・借間に居住し、住宅手当所得制限限度額内（昨年度と同額1表参照）に該当する方です。手当額は月額3500円です。

該当する方は障害福祉課（市役所1階）で申請してください。なお、現在受給中の方は手続きの必要はありません。

詳しくは同課☎70・7747へ。

住宅手当所得制限限度額

扶養親族数	世帯における最多収入者の所得制限限度額
0人	473万5,000円
1人	516万8,000円
2人	560万3,000円
3人	603万8,000円
4人	647万3,000円
5人	690万8,000円

※扶養親族数6人以降は1人増すごとに43万5,000円を加算

市民伝言板

会員募集

◆東久留米ベン習子会 毎月第1・第3月曜日の午前9時～10時半からが市民生活廊、②水曜日の午前9時～10時半、午後3時から中央公民館で、入会金300円、会費月3380円、つけペンとボールペン。詳しくは端（かわばた）☎75・8455（午後7時以降）へ。

◆バイオリンを楽しむ会 月3回、月曜日の午前11時～正午、西部地域センターで。親子（乳幼児）歓迎。詳しくは佐竹☎090・1811・7477へ。

◆中央レインボーミニバスケットボール 毎週土曜日が第一小学校、金曜日が第三小学校で、いずれも午後3時半～8時。会費月1000円。小学3年～5年生、高校生以上の指導者も募集。詳しくは吉井☎090・8811・3078へ。

◆小学サッカー（東久留米キッカーズ） 毎週土曜・日曜日。第四小学校、都立保健所、市内グラウンドで。会費月1500円。45歳～65歳の方。詳しくは木村☎73・2855へ。

◆ジャズダンス（ダンスMS〈エムエス〉） 毎週月曜・木曜日午前11時半～午後1時半。50分、スポーツセンターで。会費1回1000円。詳しくはタカムラ☎73・1229へ。

◆ペン習字（筆月会） 毎月第1・第3木曜・土曜日の午後6時～7時。中央公民館で。会費月1600円。見学歓迎。詳しくは福原☎71・5960へ。

◆例会ハイキング（雨降りあっての会） 月2回、都内近郊。会費年1200円（ほかに例会参加費1回100円）。7月例会は3日が薬師池公園と自然観察教室、17日が宮ノ倉山。詳しくは田口☎67・7960へ。

◆社交ダンス（ピックトップ） 毎週日曜日の午後6時～7時半が初級、午後7時半～9時が中級。福祉会館で。入会金1000円、会費1回1000円。基本から最新のバリエーションまで。詳しくは川口☎22・9366へ。

◆ペン習字（溪和会） 毎月第1・第3水曜日の午前10時～正午、中央公民館で。入会金1000円、会費月2000円。詳しくは金田（かなだ）☎75・7807（午後6時～9時）へ。

◆バレーボール（南町バクラブ） 毎週木曜日が午後7時～9時、土曜日が午後4時～7時、南町小学校で。会費年3000円。初心者歓迎。詳しくは代竹☎71・1557へ。

◆スペイン語会話（アミーゴス） 毎週の水曜日の午前9時～正午が西部地域センター、午後2時半～5時半が ひばりが丘図書館・西東京市 ひばりが丘二丁目、②金曜日の午後6時半～9時半が中央公民館で。会費1回1500円。詳しくは綿（わた）☎71・3966（夜間）へ。

◆社交ダンス（ダンスサークル・ステップ） 毎週土曜日の午後1時～4時、コミュニティホール東町で。入会金1000円、会費月3000円。初心者歓迎。詳しくは浅石（あさいし）☎71・0857へ。

◆フラダンス（アルメリア） 月3回、月曜日の午後8時～9時半、西部地域センターで。入会金3000円、会費月3500円。初心者歓迎。詳しくは出口☎090・8876・8146へ。

◆コーラス（コールひばり） 主に第1・第3日曜日の午後6時～4時、南部地域センターで。会費月2600円。詳しくは櫻井☎64・4525へ。

◆球球（テーブルテニストリ） 毎週木曜日の午後7時～9時30分、スポーツセンターで。会費1回600円。4歳～小学6年生（親保護者同伴）。中国人の指導あり。詳しくは取☎78・3352へ。

催し

◆第7回定期演奏会（東久留米市民吹奏楽団） 7月17日（日）午後6時開演、中央公民館ホールで。入場無料。曲目は吹奏楽コンクール課題曲、山口吾郎メドレーほか。詳しくは武部☎090・8640・0846へ。

◆恒例七夕ダンスパーティー（東久留米社交ダンス） 7月10日（日）午後2時半～5時半、スポーツセンター。会費男性1800円、女性1500円（当日1500円）。ただし、60歳以上の方、小学生～高校生、障害をお持ちの方は1000円（同1200円）。原信子とひさし。問合せ：ひさし、監督果木和雄、出須賀沢いえほか。詳しくは桑本☎73・4238へ。

◆森林の子供会（東京第一友の会西八方面） 7月28日（木）午前9時～午後3時半、自然と親友子部体験館（学園町一丁目）で。参加費100円（昼食・おやつ・工作代含む）。小学2年～4年生。先着35人。ハンカチ染色やおやつ作り等。申し込みは7月1日（金）から電話で受け付け。詳しくは鷲見（わしみ）☎23・3331へ。

◆ゆくもりバザー（たすけあいくらぶゆくもり） 7月3日（日）午前10時～午後3時。市役所1階屋内ひろば。手作り品と日用雑貨など。問合せ：横関☎77・8891へ。

◆講演会「21世紀の戦争様相と日本の安全保障」（東久留米市防衛協会） 7月7日（木）午後5時45分～7時。南天舘で。入場無料。講師は陸上自衛隊小平副校長で陸将補の矢野義昭氏。詳しくは鈴木☎70・2055へ。

◆映画「父と暮らせば」の上映（同実行委員会） 7月31日（日）午前10時半～午後4時・7時からの3回。中央公民館ホールで。入場料前売1200円（当日1500円。ただし、60歳以上の方、小学生～高校生、障害をお持ちの方は1000円（同1200円））。原信子とひさし。問合せ：ひさし、監督果木和雄、出須賀沢いえほか。詳しくは桑本☎73・4238へ。

◆青葉で学習会（たんぽぽ幼児クラブ父母の会） 7月7日（木）午前10時～11時半、芝久保公民館（西東京市芝久保町五丁目）で。参加費無料。

◆ひまわり（ハート11） 7月13日（水）午後6時～9時、市民プラザホールで。参加費1000円。詳しくは荒川☎72・8232へ。

◆子育て学習会（たんぽぽ幼児クラブ父母の会） 7月7日（木）午前10時～11時半、芝久保公民館（西東京市芝久保町五丁目）で。参加費無料。内容：どうして子育てって思いどおりにいかないの？パート11！みんなで一緒に考えてみませんかな？。詳しくは野田（のはた）☎76・7277へ。